

熱供給システム改革に係る主要論点

平成26年11月13日

○熱電併給システムの普及などにより、エネルギー間の市場の垣根が下がる中、事業者の創意工夫を促し、需要家が多様な料金メニューを選択し得る環境を整備する等の観点から、熱供給事業に関するシステム改革を推進する。

【現行の熱供給システム】

- 昭和47年の制度創設以来、大きな変更は行われていない。
- 熱供給事業者が、料金変更を行おうとする場合、引き上げの場合も、引き下げの場合も認可が必要。

【熱供給システム改革の目的】

(1) 需要家の選択枝や事業者の事業機会の拡大

熱供給事業者の創意工夫を促し、需要家ニーズを的確に捉える新たなサービスやビジネスを創出する環境を整えることにより、需要家の選択枝を拡大する。また、電力・ガスシステム改革と相まって、エネルギー間の相互参入やエネルギー以外の事業との連携を促進する。

(2) 需要家利益の保護

システム改革により、熱供給を行う側より情報や交渉力が不足する需要家の利益が損なわれないよう留意する。

競争と連携・統合
(アライアンスや燃料調達コスト削減)

電力システム改革

自由化が進展

ガスシステム改革

総合エネルギー企業の創出
(エネルギー分野での成長基盤の確保と相互市場参入)

新たな小売サービスの創出
(付加価値向上や異業種との連携)

IT等、エネルギー分野以外のサービスとの融合

多様なエネルギーの活用
(熱電併給等)

需要家ニーズに応じたサービスの創出

【電力システム改革の目的】(平成25年4月2日 閣議決定)

①安定供給を確保する

東日本大震災以降、原子力発電への依存度が大きく低下し、大半の発電が既存火力に依存する中、分散型電源を始め、多様な電源の活用が不可避である。特に、出力変動を伴う再生可能エネルギーの導入を進める中でも、安定供給を確保できる仕組みを実現する。

これまでの「同じ価格で需要に応じていくらかでも電力を供給する」仕組みではなく、需要家の選択により需要を抑制したり、地域間の電力融通等の指示を行うことができる仕組みを導入し、需給ひっ迫への備えを強化する。

②電気料金を最大限抑制する

原子力比率の低下、燃料コストの増加等による電気料金の上昇圧力の中にあっても、競争の促進や、全国大で安い電源から順に使うこと(メリットオーダー)の徹底、需要家の選択による需要抑制を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制する。

③需要家の選択枝や事業者の事業機会を拡大する

電力会社、料金メニュー、電源等を選びたいという需要家の様々なニーズに多様な選択枝で応えることができる制度に転換する。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発し得る電力システムを実現する。

【ガスシステム改革の目的】(平成26年7月31日 ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理)

①新たなサービスやビジネスの創出

ニーズを的確に捉える新たなサービスやビジネスを創出するため、従来にない新しい発想がガス事業に提案されるようなシステム改革とする。また、電力システム改革による電力小売の全面自由化が予定されているところ、これと相まってエネルギー間の相互参入を可能とし、さらには、エネルギー以外の事業との連携も生まれるような環境を整備する。

②競争の活性化による料金抑制

大口供給の実績に見られるように、競争の活性化を通じ、需要家の選択枝拡大と低廉な料金を実現することはガス事業においても可能である。その効果をさらに拡大するため、ガス事業者が独創的な経営戦略に挑み、成果が料金抑制の形で利用者に還元されるようなシステム改革とする。

③ガス供給インフラの整備

ガス供給に必要なインフラ、とりわけLNG受入基地や導管などの設備がなければ需要に応じてガスを速やかに届けることができない。ガス事業においてインフラ整備が積極的に取り組まれるよう、設備投資が着実に回収できるシステムとなるよう留意する。

④消費者利益の保護と安全確保

システム改革により、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する消費者の利益が損なわれないよう留意する。また、ガス事業者による長年の努力により構築された保安や災害対応の体制が損なわれず、十分に活かされるようなシステム改革とする。

論点1： 自然独占性に着目した規制の見直しの方向性

論点2： 需要家保護の在り方(1)

- ①供給条件についての説明義務・書面交付義務
- ②苦情等に応ずる義務
- ③供給能力の確保義務

論点3： 需要家保護の在り方(2) ～経過措置の在り方～

論点4： ネットワーク規制についての考え方

論点5： 二重投資規制

論点6： 施行時期

○事業環境の変化により、熱供給事業の自然独占性が薄れてきているため、現行法における料金規制及び供給義務は撤廃するとともに、参入規制及び退出規制も合理化することが適当ではないか。

【現状の問題点】

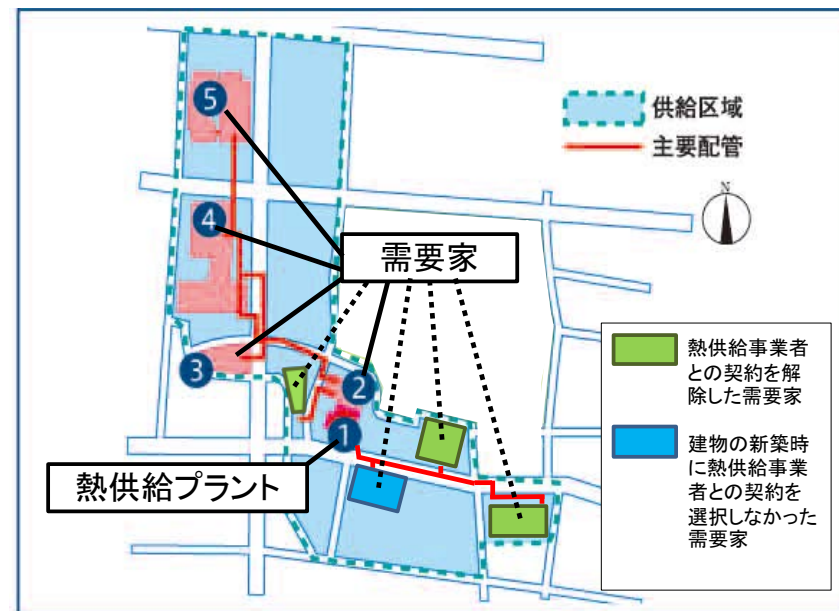
- 現行法では、熱供給事業の自然独占性に着目し、事業者に対して、供給区域内における事業の独占を認め、供給義務及び厳格な料金規制を課すとともに、事業の参入・退出に際しては、許可を要することとしている。
- しかしながら、技術革新等により熱源設備の省スペース化や効率化等が進むとともに、需要家ニーズが多様化してきたことにより、需要家が、熱供給事業者からの供給を選択することなく、独自の熱源をもって、自らの熱需要を賄うケースも増えてきている。
- こうした事業環境の変化により、他の熱源との競争への対応が求められる一方、厳格な規制の下でサービスを提供する必要があるため、他のエネルギー事業者に比して、需要家ニーズへのきめ細やかな対応が困難。



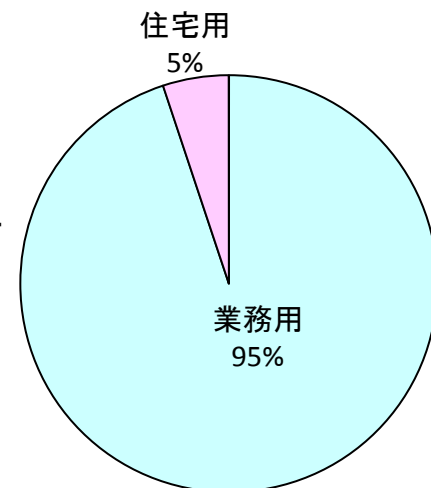
【制度の方向性】

- 論点2及び論点3の需要家保護措置を講ずることを前提に、供給区域における料金規制及び供給義務は廃止することが適当ではないか。
- 事業参入時には、新規参入を促す一方、熱供給事業者の適格性を確認する観点から、
 - ー現行制度の許可制を改め登録制とする、
 - ー国は、安定供給を行うために必要な熱供給施設が確保されているか否か等、需要家利益の保護のために適切でないと認められる者は、登録を拒否することを可能とする、
 こととしてはどうか。
- 事業退出時には、事前の周知義務を課すことが適当ではないか。

業務用需要家による熱源選択の事例



販売熱量（平成25年度）



【配慮事項】

- 集合住宅向けの給湯サービスなど、需要家が他の財を選択することが必ずしも容易でない需要家への配慮は別途検討が必要（論点3）。

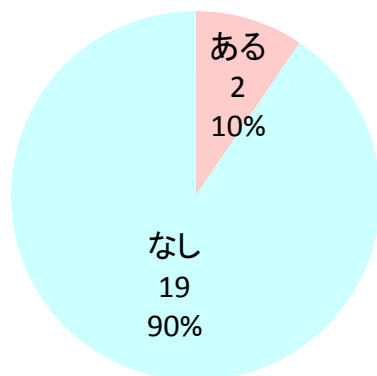
○直近10年間の、事業廃止案件は以下のとおり。
○事業の廃止理由としては、①熱供給の需要家が、電気やガス等の他エネルギーに乗り換える等により、事業規模が縮小し、熱供給事業法の対象外となったものや、②需要家の減少や燃料費高騰により経営悪化に至ったもの等が挙げられる。

NO.	廃止許可 年月	事業者名	地区名	経営主体	需要 種類	需要家数 (件)	供給区域 面積(千㎡)	廃止理由
1	H16.10	(株)北海道熱供給公社	札幌駅南口地区	都市ガス	業務	4	22	札幌市都心地区と統合(供給継続)
2	H18.04	片山津熱エネルギー(株)	片山津温泉街区	その他 (温泉旅館共同組合)	業務	13	156	需要家減少に伴う経営悪化等(個別熱源化)
3	H19.03	(株)ガスアンドパワーインベ ストメント	泉北樺地区	都市ガス	業務	7	170	想定した新規需要が無かったことによる加熱能力の許可要件下回り(供給継続)
4	H19.03	西部ガス(株)	長崎八千代・宝町地区	都市ガス	業務	1	28	想定した新規需要が無かったことにより供給先が1件となったため(供給継続)
5	H19.09	東京都市サービス(株)	八王子旭町地区	その他※ (伊藤忠エネクス)	業務	2	36	想定した新規需要が無かったことによる加熱能力の許可要件下回り(供給継続)
6	H19.10	(株)エフ・イー・シー	福岡流通センター地区	その他 (双日九州(株))	業務	33	800	需要家減少(ピーク時の1/3以下)および燃料価格高騰に伴う経営悪化等(個別熱源化)
7	H20.03	(株)エネルギーアドバンス	成田ニュータウン地区	都市ガス	業務	4	317	需要家減少に伴う経営悪化等(個別熱源化)
8	H20.04	東北電力(株)	仙台泉中央地区	電力	業務	3	105	想定した新規需要が無かったことによる加熱能力の許可要件下回り(供給継続)
9	H22.01	京葉都市サービス(株)	海浜ニュータウン検見川地区	不動産 (三井物産(株)))	住宅、 業務	住:332 業: 1	2,185	需要家減少に伴う経営悪化等(個別熱源化)
10	H22.04	日本瓦斯(株)	京成成田駅東口地区	都市ガス	業務	2	41	需要家の離脱により供給先が1件となったため(供給継続)
11	H22.08	(株)岡崎エネルギー供給公 社	岡崎市本町康生西地区	その他(オリエンタルデベロ ップ(株))	業務	3	42	需要家の離脱による経営悪化に伴い破産(個別熱源化)
12	H22.09	北広島熱供給(株)	北広島団地地区	三セク(北海道)	住宅、 業務	住:936 業: 3	861	燃料価格高騰・需要家減少に伴う経営悪化等(個別熱源化)
13	H23.01	(株)エネルギーアドバンス	蒲田駅東口地区	都市ガス	業務	2	15	想定した新規需要が無かったこと及び設備の老朽化に伴う設備の一部撤去による加熱能力の許可要件下回り(供給継続)
14	H23.03	東京都市サービス(株)	銀座2・3丁目地区	その他※ (伊藤忠エネクス)	業務	6	26	プラントの一部廃止による加熱能力の許可要件下回り(供給継続)
15	H23.06	(株)釧路熱供給公社	春湖台地区	三セク(釧路市)	業務	3	135	市が100%の株主となり、特定供給となったため(供給継続)
16	H23.09	石狩サービス(株)	北海道花畔団地地区	都市ガス	住宅、 業務	住:635 業: 12	741	燃料価格高騰・需要家減少に伴う経営悪化等(個別熱源化)
17	H23.12	小名浜配湯(株)	いわき市小名浜地区	その他 (日本化成(株))	住宅、 業務	住:1,082 業: 35	900	経営悪化(4期債務超過)および東日本大震災による設備の壊滅的損傷等(個別熱源化)
18	H24.11	西部ガス(株)	北九州曲里・岸の浦地区	都市ガス	業務	2	99	需要家の離脱により供給先が1件となったため(供給継続)
19	H26.08	東京都市サービス(株)	西新宿六丁目西部	その他 (伊藤忠エネクス)	住宅、 業務	住:160 業: 45	40	需要家の個別熱源化に伴う設備の一部撤去による加熱能力の許可要件下回り(供給継続)

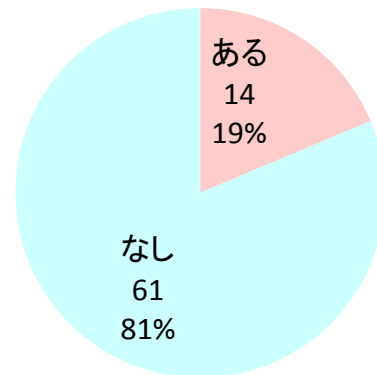
- 熱供給事業者へのアンケート調査によれば、過去5年間の間に、既存需要家より、契約を解除されたことがあるという熱供給事業者は、住宅用の供給を行っている事業者の10%、業務用の供給を行っている事業者の19%。
- また、供給エリア内において、建物の新築・増築があった際に、その需要家が熱供給を選択しなかった事例があるという事業者は、住宅用の供給を行っている事業者の31%、業務用の供給を行っている事業者の64%。
- このように、住宅用、業務用にかかわらず、既存需要家による契約解除や、需要家が熱供給以外を選択するケースがある。特に、この傾向は、業務用の需要家に顕著。

過去5年間の間に、既存需要家が熱供給事業者
との契約を解除した事例の有無

【住宅用】

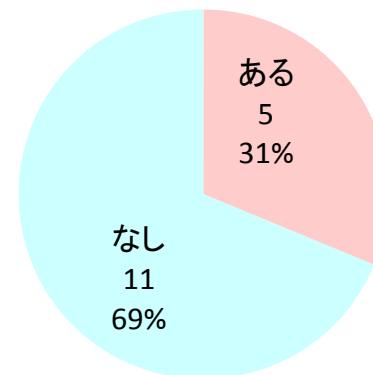


【業務用】

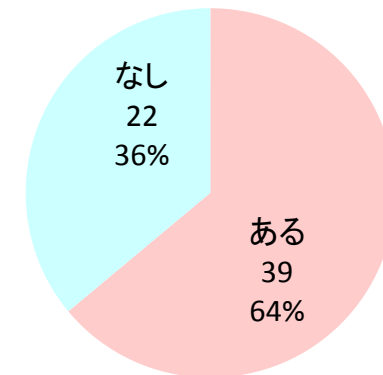


供給エリア内において、建物の新築・増築があった際に、
その需要家が熱供給を選択しなかった事例の有無

【住宅用】



【業務用】



第2弾電気事業法

第2条の2 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

第2条の3 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

第2条の5 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

第2条の8 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 小売電気事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理(ガス事業について)

①参入規制

新規参入を促す観点からは過度に厳しい参入規制を設けるべきではないが、ガスの安定供給の確保と家庭を含む利用者の保護が重要であることから、ガス小売事業を営もうとする事業者に対しては、事業開始前に経済産業大臣の登録を受けることを求める。登録に際しては、小売するガスを確保する体制が整っているか、ガスの使用者の利益を損なうおそれがないかなど、ガス小売事業者としての適格性を備えているかを経済産業大臣が確認し、備えていなければ登録しないこととする。また、登録後に適格性が失われたと判断された場合は、登録を取り消すこととする。

○料金規制及び供給義務を撤廃する場合であっても、需要家保護の観点から、第2弾電気事業法における小売電気事業者への規制内容を参考とし、熱供給事業者に対しては、料金を含む供給条件についての①契約条件の説明義務・書面交付義務、②苦情等に応ずる義務、③供給能力の確保義務を課することが適当ではないか。

【現状の課題】

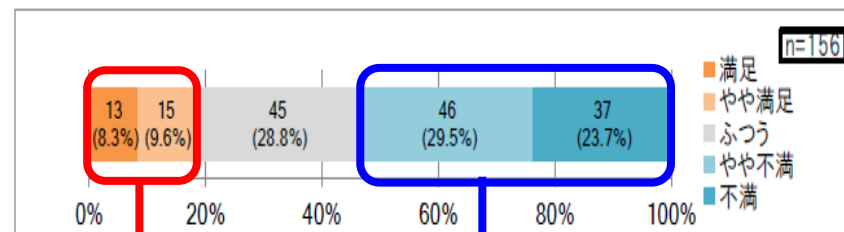
- コージェネレーションシステム、ヒートポンプシステムなどの進展により、エネルギー間の垣根が下がり、様々な事業主体による熱供給事業への参入が期待されている。
- 厳格な料金規制を課す仕組みとする一方、需要家から見れば、その料金の妥当性について、必ずしも十分に納得しておらず、大きな不満が見られる。
- 他方、温度や圧力が不安定だったり、供給がストップしたりするようでは、需要家利益が損なわれることとなる。



【制度の方向性】

- 需要家保護の観点から、第2弾電気事業法における小売電気事業者への規制内容を参考として、
 - ①熱供給事業者に対して、料金を含む供給条件についての説明義務や、契約締結時の書面交付義務を課することが適当ではないか。
 - ②また、需要家からの苦情等に応ずる義務を課することが適当ではないか。
 - ③加えて、安定供給を確保する観点から、供給能力の確保義務を課することが適当ではないか。

熱供給の需要家(住宅用)の満足度(料金水準)



- 灯油高において、すえおかれている事。
- この程度だと思う。
- 安全性利便性の面からみてまあ満足。

- 電気、ガス、水道等を考えると高い。
- 基本料金が低い 従量料金は納得できるが
- 暖房機を撤去し暖房の使用を行っていないのに基本料金が下らない。
- 熱供給事業者の経営状態、決算内容を知る由がありません。合理化により値下げして欲しい。

出所 「熱供給サービス事業に関連する制度・手続きに関する調査報告書」
(平成26年3月、三菱総合研究所)より

【配慮事項】

- 集合住宅向けの給湯サービスなど、需要家が他の財を選択することが必ずしも容易でない需要家への配慮は別途検討が必要(論点3)。

第2弾電気事業法

第2条の12 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2条の13 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 （略）

第2条の14 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 （略）

第2条の15 小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。）からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第2条の17 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

○熱供給を受けようとする者が当該熱供給に係る条件を十分に理解した上で契約することが望ましいため、説明事項及び契約締結時に書面交付すべき内容については、例えば、以下の事項が考えられるのではないか。

- ①熱供給事業者等の名称(注1)
- ②熱供給事業者等の住所・連絡先(電話及び郵便等による受付窓口や問い合わせに応ずる時間帯を含む。)
- ③供給する温水等の温度及び圧力
- ④供給する温水等の供給時間及び供給期間
- ⑤熱供給の料金
- ⑥⑤の他、熱供給を受ける者が負担すべき費用(導管、熱量計その他の設備に関する費用等)の負担の額又はその算出方法及び負担の方法
- ⑦使用量の計測方法(検針日含む。)及び料金その他の熱供給を受ける者が負担すべきものの徴収の方法、料金調停の方法
- ⑧熱供給の申込み方法及び契約の成立に関する事項
- ⑨供給開始日
- ⑩契約期間
- ⑪契約の延長に係る手続き方法
- ⑫需要家からの申出による契約の変更・解除に係る手続方法(ペナルティ等需要家に不利益が生ずる場合にはその内容を含む。以下⑬についても同じ。)
- ⑬熱供給事業者等からの申出による契約の変更・解除に係る手続き方法等
- ⑭導管、器具、機械その他の設備に関する熱供給事業者及び熱供給を受ける者の保安上の責任に関する事項
- ⑮熱供給を受ける者が設置する施設の基準に関する事項
- ⑯熱供給を受ける者が設置する施設の概要についての熱供給事業者に対する通知に関する事項
- ⑰①から⑯までのほか熱供給事業者等又は需要家の責任に関する事項があるときはその内容

(注1) 熱供給契約の締結を代理で行う者がいる場合は、当該代理で行う者を含む。

(論点5ー(1))当該小売供給に係る料金その他の供給条件について

26

○小売電気事業者等^(注1)は小売供給を受けようとする者に対し、改正法第2条の13第1項に基づき、契約前に必要事項を説明しなければならない。(なお、契約変更に当たっては、小売供給を受ける者に対して、当該契約変更前に変更事項を説明する必要あり。)

(注1)小売供給を受けようとする者に対する説明義務は、当該小売供給契約の締結を代理等で行う者がいる場合は、当該代理等で行う者にかかる。

○小売供給を受けようとする者が当該小売供給に係る条件を十分に理解をした上で契約することが望ましいため、当該必要事項(「当該小売供給に係る料金その他の供給条件」(同項))については、以下の事項としてはどうか。

- ①小売電気事業者等の名称
- ②小売電気事業者等の住所・連絡先(電話及び郵便等による受付窓口や問い合わせに応ずる時間帯を含む。)
- ③契約電力(kW)、契約電流及び供給電圧
- ④供給開始日、契約期間、料金及びその支払方法
- ⑤小売供給を受けようとする者が負担すべき費用(例:電気計器等の用品及び配線工事等の工事に係る費用等)がある場合には、その負担方法及び算定方法
- ⑥④及び⑤の費用について、減免措置等の特例がある場合にはその特例適用期間や条件等
- ⑦託送供給に関する事項(託送供給に必要な工事のための送配電事業者による需要家の敷地内への立ち入り等)
- ⑧使用電力量の計量方法(検針日含む。)、料金調定の方法
- ⑨小売供給契約の申込み方法及び契約の成立に関する事項
- ⑩契約の延長に係る手続き方法
- ⑪需要家からの申出による契約の変更・解除に係る手続き方法等(ペナルティ等需要家に不利益が生ずる場合にはその内容を含む。以下⑫についても同じ。)
- ⑫小売電気事業者等からの申出による契約の変更・解除に係る手続き方法等
- ⑬電源の種類を商品特性として電気を販売する場合には、当該電源の種類^(注2)

(注2)固定価格買取制度における交付金の交付を受けている場合の取扱い等の詳細については次回の本WGにおいて御議論頂く予定。

⑭①から⑬までのほか小売電気事業者等又は需要家の責任に関する事項があるときはその内容

(参考1)他法令に基づく類似制度における事例(電気通信事業)

27

電気通信事業者等は、電気通信役務の提供に関する契約の締結に当たっては、電気通信事業法に基づき当該電気通信役務に関する料金その他以下の事項の概要について、当該電気通信役務の提供を受けようとする者に対し説明しなければならないこととなっている。

(関連条項: 電気通信事業法第26条、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第3項)

法第26条の規定による具体的な説明事項は、後でトラブルが生じないようにするために必要な重要事項という観点で、各号に規定している。

具体的には、

- (1) 電気通信事業者の名称等
- (2) 契約代理業者の場合は、契約代理業者である旨及び名称等
- (3) 電気通信事業者の問合せ連絡先及び電話窓口の受付時間帯
- (4) 契約代理業者の場合は、契約代理業者の問合せ連絡先及び電話窓口の受付時間帯
- (5) 電気通信サービス内容(名称、種類及び利用に係る制限がある場合には、その旨を含む。)
- (6) 電気通信サービスの料金
- (7) 上記(6)の料金以外に消費者が負担すべき経費があるときは、その内容
- (8) 上記(6)及び(7)の料金等の無料又は割引キャンペーンの適用があるときは、その期間その他の条件
- (9) 消費者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法
- (10) 消費者からの申出による契約の変更又は解除に関する定めがあるときは、その内容((イ)解約期間の制限があるときは、その旨、(ロ)違約金の支払いを要するときは、その旨、(ハ)解約時にレンタルモデム等の返却費用の支払いを要するときは、その旨を含む。)

を定めている。

(以下略)

【熱供給事業法】

(供給規程)

第十四条 地方公共団体以外の熱供給事業者は、熱供給の料金その他の供給条件について供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～5 (略)

【熱供給事業法施行規則】

(供給規程)

第十五条 法第十四条第一項の供給規程は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用区域
- 二 料金の額またはその算出方法
- 三 導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の額またはその算出方法および負担の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、熱供給を受ける者が負担すべきものがあるときは、その事項および金額または金額決定の方法
- 五 使用量の計測方法および料金その他の熱供給を受ける者が負担すべきものの徴収の方法
- 六 供給する温水等の温度および圧力
- 七 供給する温水等の供給時間および供給期間
- 八 熱供給を受ける旨の申込に対する取扱いの方法
- 九 導管、器具、機械その他の設備に関する熱供給事業者および熱供給を受ける者の保安上の責任に関する事項
- 十 熱供給を受ける者が設置する施設の基準に関する事項
- 十一 熱供給を受ける者が設置する施設の概要についての熱供給事業者に対する通知に関する事項
- 十二 熱供給の停止または熱供給を受けることの廃止に関する事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、熱供給事業者および熱供給を受ける者の責任に関する事項その他供給条件に関する事項があるときは、その事項
- 十四 有効期間を定めるときは、その期間
- 十五 実施期日

○熱供給の需要家の利益を保護する観点から、熱供給の業務の方法や料金その他の供給条件に係る何らかの問い合わせや苦情が熱供給の需要家から寄せられた場合、熱供給事業者がこれを適切に処理することが適当ではないか。

◆熱供給の需要家から熱供給事業者に対して、その熱供給の業務の方法や、当該熱供給事業者が行う熱供給に係る料金その他の供給条件についての問い合わせや苦情が寄せられることも十分想定される。

◆こうした問い合わせ等が熱供給事業者に寄せられた場合、熱供給の需要家の利益を保護する観点からは、熱供給事業者がこれを適切に処理することが重要であることから、熱供給事業者は、熱供給の需要家からの苦情及び問い合わせがあった場合には、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないこととすることが適当ではないか。

◆また、併せて、熱供給事業者が苦情処理義務を適切に履行していない場合には、経済産業大臣は、当該熱供給事業者に業務改善命令を発動することにより、その事業運営を是正することができる環境を整備することが適当ではないか。

【特記事項】

○現行の熱供給事業法においては、熱供給事業者の熱供給に関し苦情のある者は、国に苦情の申出をすることができることとされており、こうした仕組みは引き続き存置。

【現行制度の概要】

- ◆現行法では、熱供給事業を営むに当たっての許可の基準として、「その熱供給事業の熱供給施設の能力がその供給区域における熱供給に対する需要に応ずることができるものであること。」を規定。
- ◆また、当該許可を取得した熱供給事業者に対しては、「正当な理由がなければ、何人に対しても、その供給区域における熱供給を拒んではならない。」と規定。
- ◆これらにより、供給区域における全ての需要家に対する確実な熱供給の実施を担保。



【基本的な考え方】

- 需要家による財の選択が比較的容易になっている現状にかんがみれば、現行法のように、熱供給事業者に対し、供給区域における新規の需要家から申込みを受けた場合の承諾義務までを課す必要性は乏しくなっていると考えられるため、現行の供給義務は撤廃。
 - 他方、需要家保護の観点からは、
 - ①電力システムとは異なり、熱供給は、導管を維持・運用する者が需要家に直接熱を供給するというビジネスモデルであり、電気でいうところの一般送配電事業者のように、供給力の不足分を補う事業者は存在しないため、事業者自身が適切な供給能力を保持することが必要であること、
 - ②電力システムと同様、日常生活や事業活動に不可欠な熱供給について、その供給が安定的に行われない事態は、需要家保護の観点から適切ではないこと、
- を踏まえ、事業者に対する一定の規律が必要ではないか。

【制度の方向性】

【事業参入時】

- ①熱供給事業者を営もうとする者に対しては登録を求めることとし、その登録に当たって、熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力(※)を確保できる見込みがないと認められる場合には、登録を拒否する仕組みとしてはどうか。
- (※)
- ・熱供給施設の能力(設備面)
 - ・燃料調達や他者からの熱購入(運用面) 等

【事業実施時】

- ② また、熱供給事業者に対しては、その熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力の確保を課す仕組みとしてはどうか。
- さらに、熱供給事業者が、必要な供給能力を確保していないため、需要家の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認められるときは、国が、供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずる仕組みとしてはどうか。

○他の財・サービスへの切り替えが容易でない需要家も存在することを踏まえ、規制の必要性が認められる区域に対しては、供給義務や料金規制を経過措置として課す仕組みとしてはどうか。

【現状の問題点】

○業務用の需要家など、他のエネルギーサービスへの切り替えが比較的容易な需要家もいれば、熱供給事業から給湯のサービスを受けている家庭用の需要家（熱供給事業者が、建物単位の契約でなく、戸別に契約を行っている需要家）など、他のエネルギーサービスへの切り替えが容易ではない需要家も存在。

【制度の方向性】

○本委員会におけるガスシステム改革の議論と同様、実質的に他に代替するエネルギー供給サービスを需要家を選ぶことが難しいことにより、規制なき独占が生じる懸念があるかについて、個別区域ごとに具体的に検討した上で、経過措置の必要性を判断することとしてはどうか。

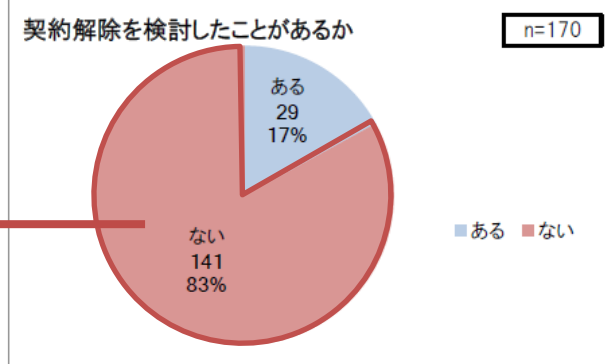
○経過措置が必要と判断される区域に対しては、事前認可型の規制を課すこととしてはどうか。

・制度移行前の供給規程による供給を引き続き義務付ける（料金値上げの場合は認可制、値下げの場合は届出制）。

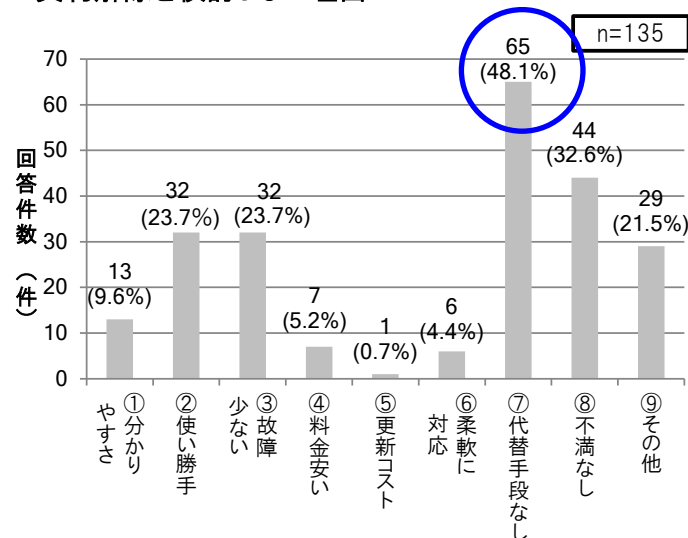
・当該供給規程により供給を受ける需要家に関しては、熱供給事業者に対して供給義務を課す。

・需要家との合意があれば、当該供給規程によらない供給条件で供給を行うことも妨げない（自由メニューを妨げないが、最終的な供給保障は規制により担保。）。

需要家(住宅用)へのアンケート結果



契約解除を検討しない理由



- ① 決算状況や料金の仕組みが分かりやすいから
- ② 温度設定など使い勝手が良いから
- ③ 故障が少ないから
- ④ 料金が安いから
- ⑤ 設備の更新コストが低いから
- ⑥ 要望に柔軟に応じてくれるから
- ⑦ 代替手段がないから
- ⑧ 現状のサービスマンに不満がないから
- ⑨ その他

出所 「熱供給サービス事業に関連する制度・手続きに関する調査報告書」(平成26年3月、三菱総合研究所)より

【配慮事項】

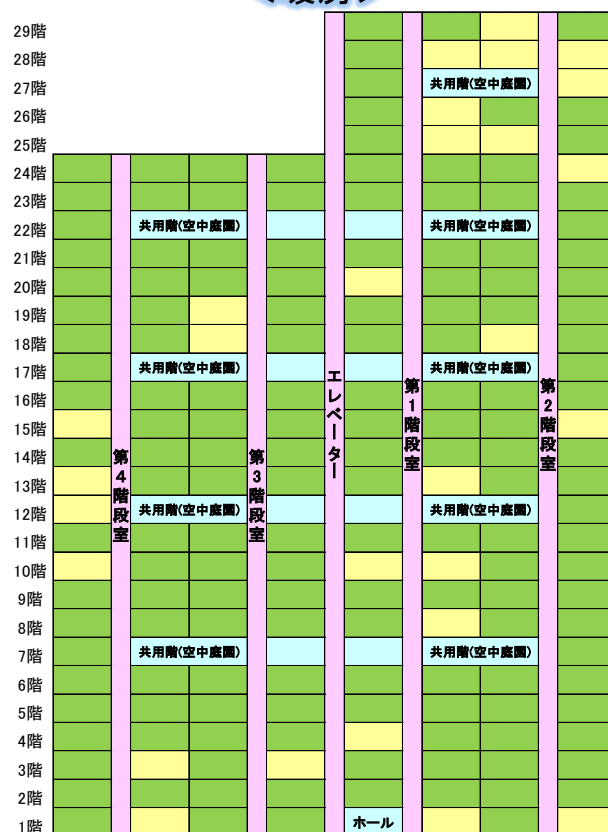
○経過措置の対象とはならない熱供給事業者についても、ガス事業等の取組も参考に、行政がしっかり監視を行う仕組みが必要。

視点1:住宅のように、一つの建物内に複数の需要家が存在する場合であっても、下図の暖房のように、熱供給以外のサービスが選択される場合や、下図の給湯のように、熱供給事業者のサービスを選択せざるを得ない場合がある。こうした、需要家による代替的なサービスの選択可能性を見ていくことが必要。

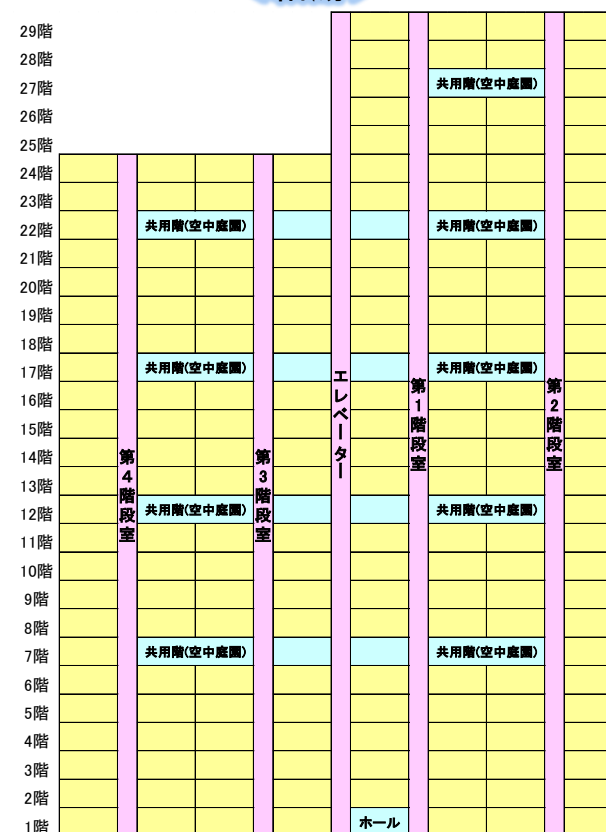
視点2:不動産契約時に、熱供給事業者による熱供給を受けることが条件となっている場合がある。こうした、熱供給契約以外の契約にも配慮が必要。

ある集合住宅における熱供給サービスの利用状況

<暖房>



<給湯>



- 熱供給事業者が提供するサービスを使用していない需要家
- 熱供給事業者が提供するサービスを使用している需要家

ある住宅譲渡契約書の例

第〇条

分譲住宅の譲受人は、* * *(株)との間に、別途暖房及び給湯のための熱供給契約を締結し、熱の供給を受けるものとする。

ある住宅賃貸契約書の例

第〇条

賃貸住宅の貸借人は、賃貸借契約の期間、* * *(株)との間に、暖房及び給湯のための熱供給契約を締結し、熱の供給を受けなければならない。

ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理(ガス事業について)

①移行措置の必要性

本小委員会において既に確認したとおり、小売全面自由化に際しては料金その他の供給条件も自由化することが基本的な方向である。一方で、全面自由化後に、競争が十分でなく規制なき独占が生じる事態を防止する観点から、移行措置が必要かどうかについて、これまでの本小委員会における議論やガス事業をとりまく競争環境、国民からの意見募集で出された意見等を踏まえ、どのように考えるか。

小売全面自由化時の他事業者の参入容易性や、他エネルギーとの競争状況には地域差があることを考えれば、移行措置の必要性については、規制なき独占が生じる懸念があるか、各地域での競争状況を具体的に検討した上で、判断していくこととしてはどうか。競争状況を検討する際の視点としては、例えば、LPガスやオール電化など他エネルギーとの競争状況や、小売全面自由化後のガス小売事業者間の競争の蓋然性などが考えられるのではないか。

また、公営事業者では、料金は、地方公営企業法において公正妥当、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし健全な運営を確保することができるものでなければならぬとされている(第21条)。また、その予算は毎事業年度、議会の議決を経ることとされ(第24条)、運営は議会により監視されている。このため、規制なき独占による不当な値上げが利用者に不利益をもたらす蓋然性は小さいと考えられるのではないか。これら以外にも、競争状況を検討する際の視点として考慮すべきものはあるか。

②移行措置の内容

移行措置を講ずる必要がある場合、その内容はどうか。第7回の本小委員会(本年4月3日開催)では、委員から、(ア)電気事業法で設けられているような、事前に規制料金の認可を求める方式(以下「事前認可型」という。)と、(イ)標準的な料金の届出を求め、問題があれば行政が改善を求める方式(以下「事後命令型」という。)が提案された。そのイメージは以下のようになる。

(ア)事前認可型

従来的一般ガス事業者に対し、家庭用等の小口部門について、制度移行前の供給約款料金による供給を引き続き義務付け、これを値上げする場合には総括原価方式による認可制、値下げする場合には届出制とする。すなわち、利用者から見れば、どのような利用量においても料金の事実上の上限が明らかになる。一方、規制料金以外に、利用者との合意による自由料金を設定することは妨げない。自由料金を選択した利用者や新規参入者から供給を受ける利用者以外の利用者については、従来的一般ガス事業者に対し、旧供給区域内で規制料金に基づく供給義務を課すこととする。

(イ)事後命令型

従来的一般ガス事業者に対し、家庭用等の小口部門の中で、典型的な使用条件における標準的な料金を数例定め(例えば、1人暮らし家庭や4人暮らし家庭での標準的な料金など)、それを毎月届け出るとともに公表することを求める。利用者には、自らの料金そのものでなくとも、一定の目安が示されることとなる。行政は、その推移を監視し、原価に照らして根拠のない値上げが生じた場合には、それを是正するよう改善命令を出すこととする。

なお、多様な料金設定が見込まれる中で、利用者に分かりやすく、不当な値上げを監視しうる標準料金の定義や、値上げがあった場合に、総括原価のない中でそれが不当かを判断し、改善命令等を発動する基準等について、新しい考え方を定める必要性がある。上記(ア)(イ)の方法や、その他により適切な方法があるかを含め、移行措置を置く場合にはどのような措置が適切か。

I. 小売自由化分野(大口供給、特定ガス大口供給)における適正なガス取引の在り方

1. 一般ガス事業者等による大口供給

(1) 考え方

自由化対象需要家に対する供給の条件については、原則、一般ガス事業者がガス事業法上の規制を課さないこととしている。これは、大口需要家の獲得を巡って、既存の一般ガス事業者とLNG等の供給源を有する事業者等の新規参入者や、石油・液化石油ガス等の競合エネルギーを供給する事業者との間で有効な競争が生じれば、効率的なエネルギー供給が実現されるという考え方に基づくものである。

こうした競争市場においては、一般ガス事業者が、価格やサービス面等で条件の合わない需要家とは取引しないことや、需要家の求めるガスの利用形態に応じた価格及び供給条件を設定することは、基本的に自由である。

しかしながら、ガスの導管供給に限ってみれば、一般ガス事業者の供給区域内においては、依然として導管ネットワークを保有する一般ガス事業者が大きな市場シェアを有しており、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べることを踏まえた一般ガス事業者の適切な対応が望まれる。また、公正かつ有効な競争の観点からは、ガス導管事業者及び大口ガス事業者についても同様に、適切な対応が望まれる。

(2) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(ア) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

大口供給に係る料金について、一般ガス事業者が自主的な取組として、合理的な算定方法による平均価格や標準モデルケース価格を広く一般に公表することは、公正かつ有効な競争を確保する観点から望ましい。

(イ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為(以下、それぞれの詳細は省略。)

- ① 不当に低い価格設定
- ② つなぎ供給における不当に高いガス料金の設定等
- ③ 不当に高い解約補償料の徴収
- ④ 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為
- ⑤ 設備等の無償提供
- ⑥ 物品購入・役務取引の停止
- ⑦ 事実に反する情報の需要家への提供
- ⑧ 他の事業分野における独占的な地位の乱用

○熱供給事業の特徴を踏まえれば、熱供給事業者に対するネットワーク規制は不要ではないか。

【熱供給事業の特徴】

- 熱供給事業は、電気やガスと異なり、以下の特徴があり、ネットワークの拡大が限定的。
 - ・需要家ニーズに応じ、冷水・温水・蒸気ごとにそれぞれ導管を引くことが必要。
 - ・「行き」の導管に加え、熱を使用後の「戻り」の導管が必要。
 - ・温水・冷水等の温度・圧力を有効に供給し得る輸送距離には制約がある。
- 実際に、全国にネットワークが張り巡らされている電気事業に対して、熱供給事業の供給区域は、国土面積の0.01%。また、基本的に、熱供給以外の手段でも熱需要を賄うことが可能。
- 複数の供給区域が互いに接続されている事例も限られている(現時点、託送が行われている事例は無い。)



【制度の方向性】

- 上述のように、熱供給事業の特徴は電気・ガスとは異なること、及び、こうした特徴の違いから託送ニーズも見られないことから、現時点、熱供給事業者に対し、託送義務等のネットワーク規制を課す必要性は認められないのではないか。

【特記事項】

- 熱導管を所有していることをもって、直ちに熱供給事業法の対象となるわけではなく、現行法においても様々なビジネスモデルが観念し得る(次頁参照)。

熱供給事業の規模感

	一般電気事業	一般ガス事業	熱供給事業
供給区域面積(日本の国土面積に占める割合)	100%	5.7%	0.01%
需要家数	8,400万件	2,900万件	3.6万件
事業規模(年間売上高)	162,800億円	37,000億円	1,447億円
一供給区域当たり事業規模	16,280億円	177億円	10億円
従業員数	130,000人	32,400人	2,300人
一供給区域当たり従業員数	13,000人	155人	17人

(注)熱供給事業の事業規模は平成25年度(速報値)、それ以外は平成24年度の値(電気事業便覧及びガス事業便覧より)。

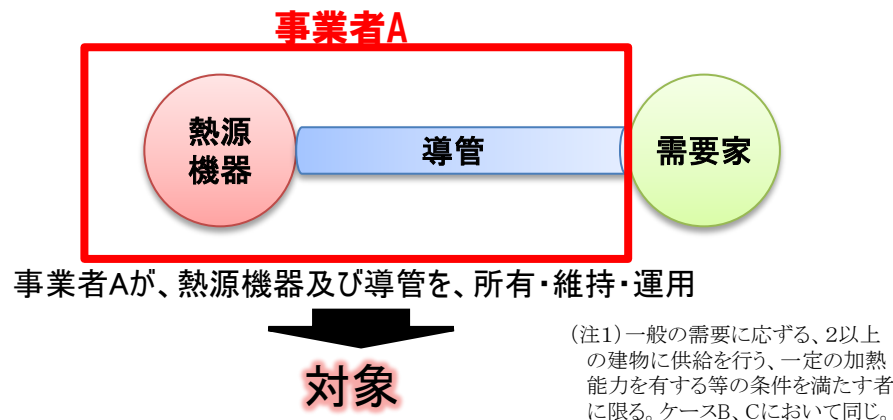
複数の供給地点の導管が相互に接続されている事例

事業者名	地点名	備考
丸の内熱供給(株)	丸の内一丁目地区	丸の内一丁目地区と丸の内二丁目地区間で蒸気を融通。
	丸の内二丁目地区	
(株)エネルギーアドバンス	新宿新都心地区	新宿新都心地区から西新宿一丁目地区へ冷水を融通。
	西新宿一丁目地区	
DHC名古屋(株)	名駅東地区	名駅東地区から名駅南地区へ冷水及び蒸気の卸供給。
東邦ガス(株)	名駅南地区	

(参考)ネットワークの設置・運用等に係る熱供給事業法の適用関係

【ケースA】

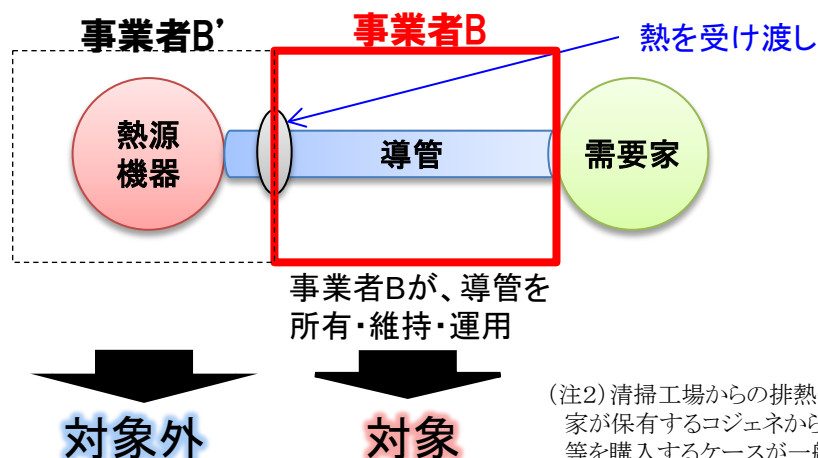
- 事業者Aが、熱源機器及び導管を所有・維持・運用し、需要家に対して熱供給を行う場合、事業者Aは、熱供給事業法の対象となる(注1)。



【ケースB】

- 事業者Bが、他者より熱の卸供給を受け(注2)、熱交換器等によって熱を受け取り、当該熱を自らが維持・運用する導管を通じ、需要家に対して熱供給を行う場合、事業者Bは、熱供給事業法の対象となる。

- 一方、事業者B'が、熱供給事業者Bに対して熱の供給を行う場合、事業者B'は、熱供給事業法における事業規制の対象とはならない(一般の需要に応じたものではないため)。このため、事業者B'は、熱供給事業者Bの間で、料金等の契約条件を自由に設定することが可能。



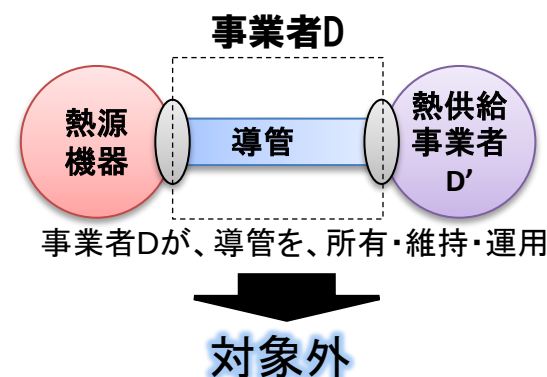
【ケースC】

- 事業者Cが、事業者C'が設置する導管について、運営受託や設備リース等により維持・運用し、他者からの熱の卸供給を受け、需要家に対して熱供給を行う場合、事業者Cは、熱供給事業法の対象となる。
- 一方、事業者C'は、熱供給事業法における事業規制の対象とはならない(導管の維持・運用を行っていないため)。



【ケースD】

- 事業者Dが導管を所有・維持・運用し、熱供給事業者D'に対して熱の供給を行う場合、事業者Dは、熱供給事業法における事業規制の対象とはならない(一般の需要に応じたものではないため)。このため、事業者Dは、熱供給事業者D'との間で、料金等の契約条件を自由に設定することが可能。



○熱供給事業者になろうとする者による登録申請があった場合に、既存の熱供給事業者の事業遂行そのものに明らかな支障が生じ、需要家の利益を損なうおそれがある場合には、登録を拒否する仕組みとしてはどうか。

【現行制度の考え方】

○万一熱供給施設が著しく過剰となるような二重の供給区域の設定の申請が行われ、これによって、設備コストが割高となって、消費者の利益が害されるおそれ、国民経済的見地から著しい無駄になると認められる場合には、計画が合理的でないものとして許可基準に適合しないものとしている。

【論点】

- 一般的には、規制の合理化により、様々な事業主体が熱供給事業に参入し、需要家選択肢を拡大するような様々なサービスが提供されることは望ましいと考えられる。
- 他方、ネットワークの効率性の観点からは、二重投資によって、熱供給を受ける者の利益が阻害されることは望ましくないとの論点がある。



【制度の方向性】

- 熱の供給に係るサービス形態が多様化する中、熱供給事業者が既に導管を設置し、熱供給を行っている場所で、新たな事業者が熱供給事業に参入を希望するケースの出現も想定される。
- このようなケースにおいては、需要家利益の保護の観点から、電気事業における考え方も参考としつつ、二重投資により、需要家の利益を著しく損なうおそれがあると認められる場合には、登録を拒否する仕組みとすることが適当ではないか。



電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(12) 第16条の3第5項の規定による特定規模電気事業者の電線路の届出内容の変更命令

第16条の3第5項の規定による特定規模電気事業者の電線路の届出内容の変更命令については、同項に「一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき」と規定されているところであり、より具体的には、例えば、次の条件の全てに該当している場合。

①・② (略)

③ 届出に係る電線路の供給先の需要規模及び需要見通しと当該供給先の属する供給区域の一般電気事業者の事業規模とを比較し、一般電気事業者の送配電線の利用効率が著しく悪化し、一般電気事業の遂行そのものに明らかな支障が生じるおそれがある場合

(イメージ)

熱供給事業者になろうとする者による登録申請に係る熱供給の相手方が、現に他の熱供給事業者により熱供給を受けている場合であって、当該登録を認めることにより、当該他の熱供給事業者の導管の利用効率が悪化し、熱供給事業の遂行そのものに明らかな支障が生じ、当該他の熱供給事業者から熱供給を受けている需要家の利益を著しく損なうおそれがある場合、当該登録を拒否することとする。

○熱供給システム改革は、ガス事業制度における小売全面自由化のタイミングも念頭に置きつつ、施行する方向としてはどうか。

【考えられる論点】

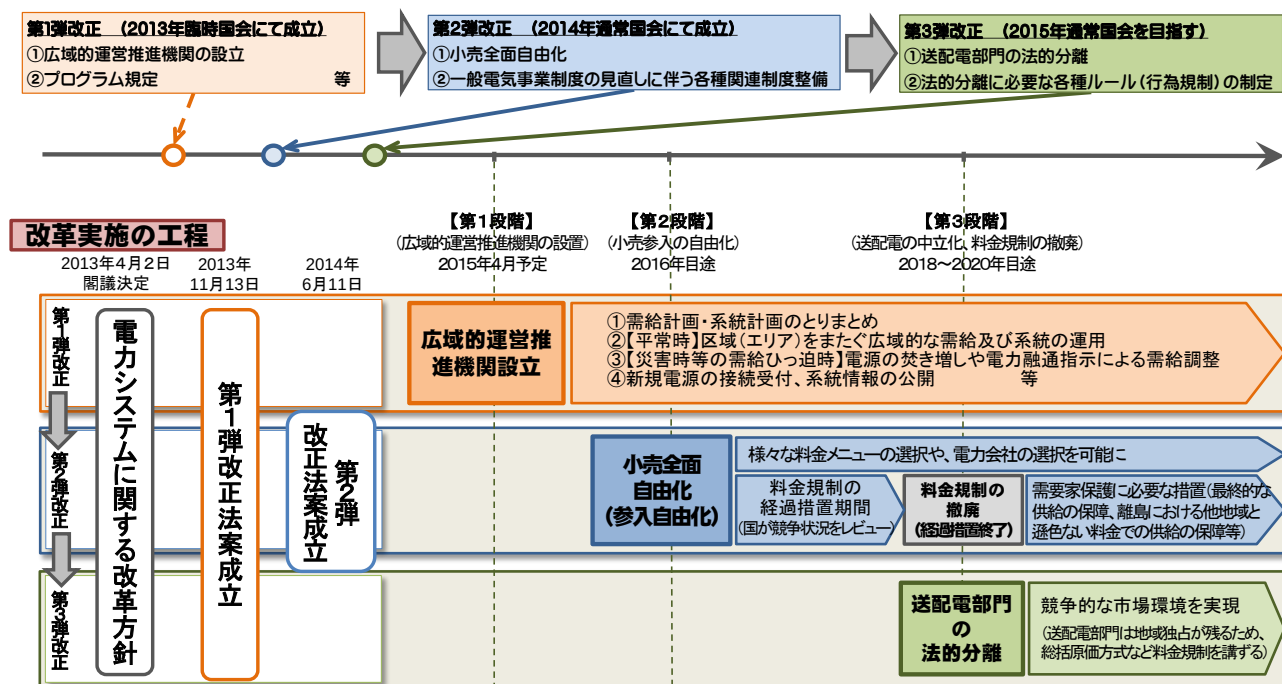
- 熱供給システム改革は、可能な限り速やかに実施することが望ましい。
- 他方、熱システム改革の施行までには、
 - ・経過措置の対象となるか否かについての区域毎の評価
 - ・需要家への周知
 - ・新たな契約書の作成
 - ・需要家への説明
 - ・個々の需要家との契約の締結
 等の準備が必要。
- また、熱供給システム改革はガスシステム改革と同じタイミングで議論を進めている。



【施行時期の方向性】

- 熱供給システム改革については、ガス事業制度における小売全面自由化のタイミングも念頭に置きつつ、実施する方向としてはどうか。

電気事業制度改革のスケジュール



参考資料

- 熱供給事業とは、冷水や温水等を一カ所でまとめて製造し、熱導管を通じて、複数の建物に供給する事業。
- 熱をまとめて製造・供給することにより、省エネルギーや省スペース化などのメリットがある。

熱源機器 (熱を供給)

■ 冷房のための冷水を作る機器

- ・ヒートポンプ(電気)
- ・吸収式冷凍機(ガス) など

■ 暖房・給湯のための高温水を作る機器

- ・ボイラ、コジェネ(ガス) など

■ その他

- ・蓄熱槽 など

熱を利用

■ 冷水を利用して冷房を実施

- 高温を利用して暖房・給湯を実施

- ・二以上の建物に供給するもの
- ・施設規模の大きいもの
(加熱能力21GJ/h以上)

熱を利用

■ 冷水を利用して冷房を実施

- 高温を利用して暖房・給湯を実施

熱導管

冷水を供給
(行き)

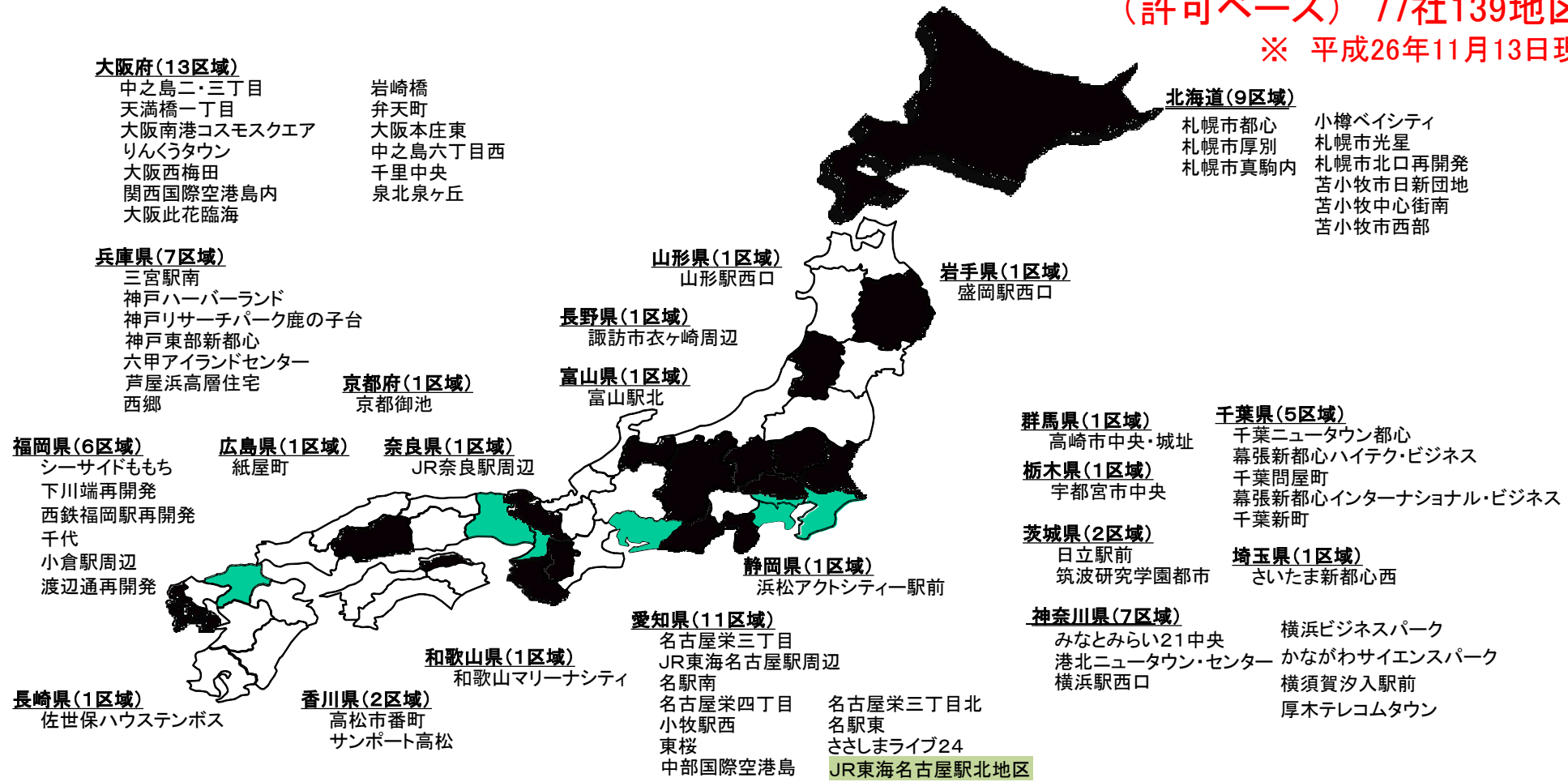
熱の使用後の
水(戻り)

高温水を供給(行き)

熱の使用後の水(戻り)

道路の地下に熱導管を通すため、道路占用許可が必要

(操業中) 77社138地区
(許可ベース) 77社139地区
※ 平成26年11月13日現在



東京都(64区域)						
品川八潮団地	芝浦	大崎一丁目	広尾一丁目	銀座5・6丁目	永田町二丁目	東京スカイツリー
光が丘団地	品川東口南	西新宿	晴海アイランド	東池袋	虎ノ門四丁目城山	六本木ヒルズ
日比谷	恵比寿	西新宿一丁目	丸の内二丁目	西池袋	虎ノ門二丁目	豊洲三丁目
神田駿河台	渋谷道玄坂	天王洲	大手町	本駒込二丁目	東京臨海副都心	田町駅東口北
新宿南口西	新宿新都心	初台淀橋	内幸町	青山	立川曙町	
新川	新宿歌舞伎町	錦糸町駅北口	丸の内一丁目	赤坂	多摩センター	
芝浦4丁目	新宿南口東	用賀四丁目	霞が関三丁目	赤坂・六本木アーキヒルズ	八王子南大沢	
箱崎	明石町	東銀座	紀尾井町	北青山二丁目	府中目黒町	
後楽一丁目	東京国際フォーラム	南大井6丁目	有楽町	竹芝	東品川四丁目	
蒲田五丁目東	赤坂五丁目	品川駅東口	銀座四丁目	八重洲・日本橋	汐留北	

未操業

※ 各地域においては、熱源として、電気やガスに加え、工場等の排熱や河川熱などのエネルギーも組み合わせて活用し、熱供給事業を実施。

1. 事業規制

●規制対象：「熱供給事業者」・・・①営利目的で、②複数の需要家に対して熱を導管を使って供給する事業を、③大規模(21GJ/h以上)に行う者
(熱導管を設置するのみで、複数の需要家に熱を供給する営利事業を大規模に行わないのであれば、規制の対象外)

① 事業開始に伴う規制(参入規制)	
・事業の許可・変更許可 (供給区域ごと)	- 許可を受けようとする場合、①氏名・住所、②供給区域、③熱供給施設(ボイラーや冷凍設備等の設置場所・種類・能力や導管の設置場所・内径、導管内の温度・圧力)を記載した申請書を提出しなければならない。また、これらの申請内容に変更が生じた場合は、変更許可申請・変更届出が必要となる。 - 経済産業大臣は、許可要件に適合する場合のみ、許可を与える。 【許可要件】 ① 需要に応じた供給能力があること、 ② 事業を遂行する上での経理的基礎・技術的能力があること ③ 事業計画の内容が確実かつ合理的であること 等
・事業開始届出	事業を開始したときには遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
② 需要家の利益を確保するための規制(業務規制)	
・供給区域内における供給義務	正当な理由がなければ、供給区域内における熱供給を拒んではならない。
・料金その他供給条件の認可	熱供給の料金や、温度・圧力等の供給条件について供給規程を定め、経済産業大臣の認可を得なければならない。また、特別の事情がない限り、供給規程以外の供給条件により熱供給を行ってはならない。
・温度等の測定義務	供給する水又は蒸気の温度及び圧力を測定し、その結果を記録しておかなければならない(1年間保存)。

2. 保安規制

●規制対象：(1)熱供給事業者・・・①営利目的で、②複数の需要家に対して熱を導管を使って供給する事業を、③大規模(21GJ/h以上)に行う者
(2)一定の温度・圧力を超える熱導管の設置者(最高使用温度184度以上、かつ、最高使用圧力1メガパスカル以上)

① 熱供給施設の技術基準への適合義務	熱供給施設(ボイラーや冷凍設備等の施設や熱導管)について、技術基準に適合するよう維持・管理しなければならない。
② 導管の工事計画届出	熱導管の設置・変更工事を行う30日前には、その工事計画を経済産業大臣に届け出なければならない。
③ 保安規程の策定・届出 (※熱供給事業者のみが規制対象)	熱供給施設の工事や維持・運用に関する保安を確保するため、保安責任者や点検・検査等に関する事項を保安規程に定め、事業開始前までに経済産業大臣に届け出なければならない。